

## 7. 「排除」拡大を企図する世論調査は許されない

### ◆永住者の抑制

2020年1月、「基本的法制度に関する世論調査」の結果が公表された。同じ名称の調査は6回目であるが、永住者や難民が取り上げられるのは今回が初めてであり、質問内容は、彼／彼女らの「排除」の拡大を企図するものとなっている。本稿では、永住者について、その問題点を指摘したい。

2020年6月末現在、在留資格「永住者」は800,872人（在留外国人の27.8%）で、在留資格別で最も多い。1992年末（45,229人、外国人登録者の3.5%）と比較すると、18倍近くに増えているが、これは、ニューカマーの滞在長期化・定住化の証左である。在留活動、在留期間に制限のない在留資格をえることで、より安定的に、安心して日本社会で暮らせることを考えれば、永住者の増加は「共生社会」の基盤ともいえよう。

したがって、永住者に係る法制度をたずねるのであれば、その増加をふまえ、「共生社会」実現に向けてどのような権利の拡大や環境整備が必要かを問うべきであろう。しかしながら、本調査は、永住者増加の現状を資料で示し、「永住者数を多いと思いますか」と問いかけている。まさにこれは、人々の「不安」をいたずらに煽ることによって、永住者の抑制へと世論を誘導する恣意的な質問である。

### ◆許可要件における排除の拡大

調査では永住許可要件についてたずねているが、選択肢の1つとして、現行要件に含まれていない日本語能力が挙げられている。日本語教育の必要性は、以前から指摘されており、居住国の言語の習得は、外国人（移民）の社会参加を促進する。だが、重要なのは、受入れ社会の責務として日本語学習機会を保障することであり、一定の日本語能力がなければ永住を許可しないという排除の論理ではない。仮に永住許可に際して日本語能力を求めるのであれば、それに先立って、公的学習機会が保障されるべきである。2019年6月、

日本語教育推進法がようやく制定されたものの、ドイツやフランス、韓国などで実施されている無償あるいは低額の公的言語学習プログラムは、いまだ導入されていない。

その一方で、原則、引き続き10年以上の在留（うち、就労資格か居住資格で5年以上）という居住要件が、諸外国と比較して厳しいことについては、触れられていない。「有用な」高度人材を例外とすれば、永住許可要件を厳格化することで、許可における排除の拡大を目論んでいるのであろう。実態としては、すでに排除は拡大しており、近年、永住許可率は低下傾向にある（2006年：86.5%⇒19年：56.6%）。

### ◆許可取消しによる排除の拡大

現行制度において、在留資格取消し事由や退去強制事由に該当すれば、永住者であっても在留資格が取り消されたり、退去強制の対象となる。

調査では、このような実態を正確に伝えることなく、ひとたび「永住者」となった外国人は、その法的地位を維持し続けられるかのような誤った説明資料を提示したうえで、永住許可取消し制度導入の賛否やその要件をたずねている。その結果、排除の拡大を推し進める当局の意図に沿うかのように、7割強が取消し制度に賛成と回答しているが、当該制度の導入は、永住者の安定的な生活基盤を脅かすものである。

さらに、収入の減少や生活保護の受給など、選択肢として示されている6つの具体的な取消し要件は、すべて「国民」にも起こりうる事柄である。それにもかかわらず、永住者に対してのみ、これらの状況を容認しないというのが政府の姿勢なのであろう。「共生社会」とは逆行する排除の拡大に対して、強く抗議するとともに、永住者の法的地位や社会経済的状況を安定化する施策を強く求めたい。

●鈴木江理子（国士舘大学教員）